

指摘事項等		投稿日	令和2年7月6日
件名	固定資産税納付書の分割について		
本文	<p>県外在住者ですが、甲府市内に不動産を所有しているので固定資産税を納めています。期ごとの納税額が高額のため、コンビニでの支払いができません。</p> <p>コンビニで支払いできるように、納付書の分割をしていただけませんか。</p>		
回 答		回答日	令和2年7月9日
担当部署	市民部 課税管理室 資産税課 市民部 収納管理室 収納課		
本文	<p>固定資産税・都市計画税の納期につきましては、災害など特別な事情がある場合を除き、市税条例において「4月、7月、12月、翌年2月」の年4回として納期を定めております。</p> <p>また、コンビニエンスストアとの契約において、30万円を超える納付書は取扱できないこととなっております。</p> <p>納期限内につきましては、納税管理上、納税額の分割を行っておりませんので、納税額が30万円を超える場合には、お手数ですが、お近くの甲府市指定の銀行や郵便局などでの納付をお願いしております。</p> <p>なお、市税の納付につきましては、口座振替やインターネットを利用したクレジットカードでのお取り扱いも可能となっております。</p> <p>何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>		